

第3の2 パッケージ型自動消火設備の技術基準

スプリンクラー設備に代えて用いることができるパッケージ型自動消火設備の取扱いについて

必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）に基づき定められた平成16年消防庁告示第13号（以下、「平成16年告示13号」という。）に規定するパッケージ型自動消火設備の取扱いは次のとおりとする。

1 位置

平成16年告示13号第5第8号に規定する「点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、第2屋内消火栓設備の技術基準2(1)アの規定を準用する。★

2 性能

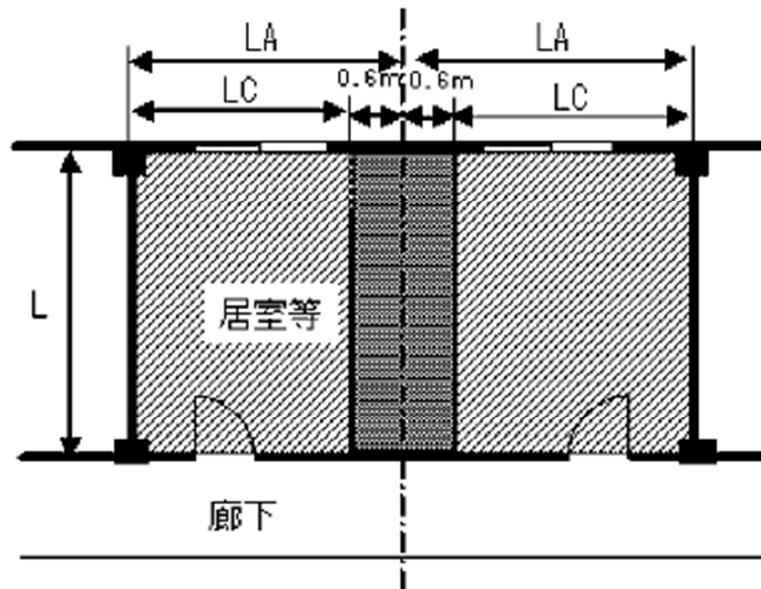
平成16年告示13号に規定する性能とすること。

3 設置方法

平成16年告示13号の規定のほか、次によること。

- (1) 同時放射区域が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り0.6m長くすることができるものであること。

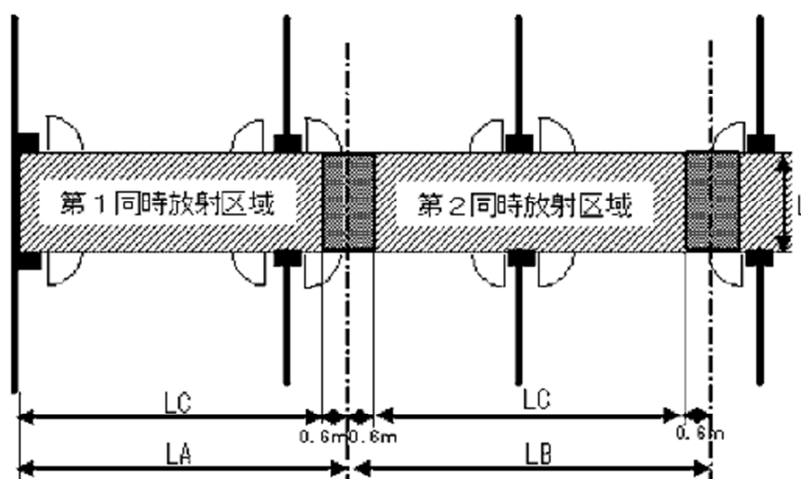
ア 一の居室等を二の同時放射区域とする場合



同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積は $L \times (LC + 0.6)$ とすることができる。

イ 廊下、通路等を二以上の同時放射区域とする場合



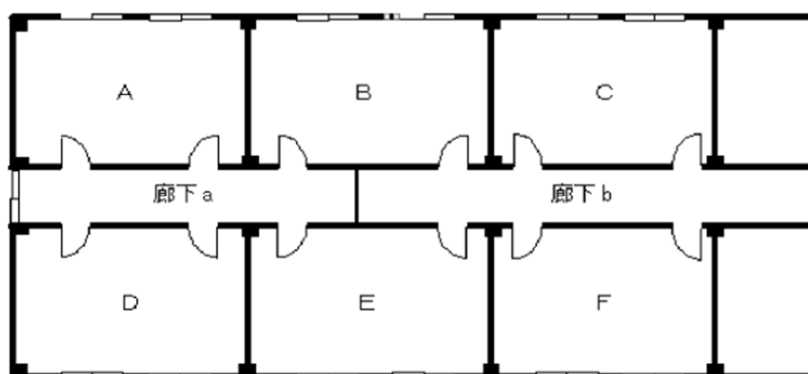
第1 同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

第2 同時放射区域 $L \times LB = L \times (0.6 + LC + 0.6)$

この場合において、パッケージ型自動消火設備の防護面積はそれぞれ $L \times (LC + 0.6)$ 又は $(0.6 + LC + 0.6)$ とすることができる。

(2) 平成16年告示13号第4第6号(1)における隣接する同時放射区域は、火災が発生した場合において延焼するおそれのあると考えられる当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものである。

ア 隣接する同時放射区域の考え方



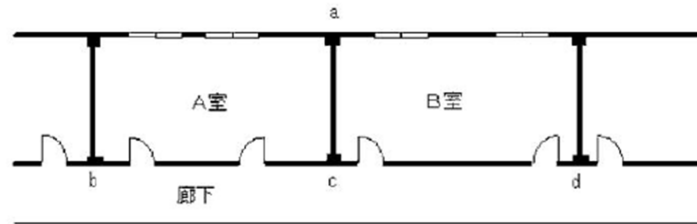
	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A	-	○					○	
B	○	-	○				○	○
C		○	-					○
D				-	○		○	
E				○	-	○	○	○
F					○	-		○
廊下 a	○	○		○	○		-	○
廊下 b		○	○		○	○	○	-

備考1 ○印は、隣接するものを示す。

2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域 (13m) で区画した場合とする。

3 各室は、一の同時放射区域となっている。

イ 隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合の取扱い



(1) A室とB室間において共用できる場合 (a-c間が右の事項を満たす場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該部分に防火設備が設けられていること。
(2) A室とB室間において共用ができない場合 (a-c間が右の事項に該当する場合)	上記事項を満たしていない場合。(例：ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。)
(3) A室又はB室と廊下において共用できる場合 (b-c間又はc-d間が右の事項に該当する場合)	耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁等で区画されていること。なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある時は、当該部分に防火設備が設けられていること。

(3) 起動用感知器は、専用とし、規則第23条第4項の規定及び第6不活性ガス消火設備の技術基準Ⅱ1(4)オを準用すること。★

4 配線

- (1) 非常電源に係る配線については、規則第12条第1項第4号ホの規定による。
- (2) 操作回路に係る配線については、規則第12条第1項第5号の規定による。
なお、表示灯回路は操作回路とする。

5 補助散水栓等の代替

パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分（規則第13条第3項に掲げる部分）に、パッケージ型消火設備のⅠ型又はⅡ型を、平成16年消防庁告示第12号第4により設置する場合には、令第32条の規定を適用し、補助散水設備又は屋内消火栓設備を設置しないことができる。

ただし、規則第13条第3項第1号及び第5号に掲げる部分であって、可燃物が少なく、当該部分のいずれかで火災が発生したとしても、スプリンクラーヘッドの警戒範囲の場所からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内のものであれば、「煙が著しく充満するおそれがある場所」には当たらないと解されるため、令第32条の規定の適用は要しない。